

震などの被災地の復旧復興に七千二百七十五億円を計上しております。

また、公立小中学校等の施設におけるエアコン設置、ブロック塀改修等の対応に一千八十一億円を計上しております。さらに、今後の災害対応等を勘案した予備費の追加に一千億円を計上いたしております。

これらの財源としては、建設公債の発行とともに、平成二十九年度決算剰余金の一部等で対応することといたしております。

この結果、平成三十年一般会計予算の総額は、当初予算から歳入歳出共に九千三百五十六億円増加し、九十八兆六千四百八十四億円となっております。

次に、特別会計予算につきましても、所要の補正を行っております。

以上、平成三十年補正予算の概要について御説明をさせていただきます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長（金子原二郎君） 以上で平成三十年補正予算二案の趣旨説明は終了いたしました。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

これより質疑に入ります。蓮舫君。

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。

総理、まず確認をさせていただきます。

子供をつくらない、持たない人は生産性がないんでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 生産性という言葉を使うか、いろんな議論があるところなんです。子供をつくるかつかからないかという点に関して生産性という概念を当てはめるのは間違っているらうと、このように考えております。

○蓮舫君 自民党の杉田議員が、月刊誌新潮が廃刊となるきっかけとなった寄稿、LGBTのカップルは子供をつくらない、生産性がない、税金をそこに使うことがいいのかと、これ書かれました。どうお考えですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 御指摘のとおり、LGBTと言われる性的少数者に対する不当な差別や偏見はあつてはならないことであります。多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に政府は取り組んでいるところであります。

内閣、与党、野党を問わず、国民から選ばれた一人一人の政治家は、自身の発言で関係者を傷つけることのないよう細心の注意を払わなければ

りません。その上で、政策を磨き、結果を出すことによつて国民の負託に応えていかなければならないと考えております。

○蓮舫君 安倍総理は、総裁選の間にこの件について問われると、まだ若いですから、これから注意しながら仕事をしていってもらいたい。これ、同じ認識ですか、今も。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今申し上げますように、内閣、与党、野党を問わず、国民から選ばれた一人一人の政治家は、自身の発言で関係者を傷つけることのないよう細心の注意を払わなければなりません。その上で、政策を磨き、結果を出すことによつて国民の負託に応えていかなければならないと考えております。

○蓮舫君 答えていません。若ければ許されるんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 答えていると思えますが、自身の発言で関係者を傷つけることのないよう細心の注意を払わなければなりません。その上で、政策を磨き、結果を出すことによつて国民の負託に応えていかなければならないと考えています。

○蓮舫君 細心の注意がなかった。その結果、月刊誌が発売された七月十八日以降、抗議声明が相次ぎました。自民党本部の前、全国各地で抗議活動も行われました。このことは御存じでした。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 存じております。

○蓮舫君 そして、杉田議員本人がようやく記者の取材に答えたのは、寄稿してから三か月後の十月二十四日。誤解を招いたことを心苦しく思う、傷ついた方がいらっしやることは大変重く受け止める。謝罪も撤回もしていません。

これは、抗議活動とか様々な声明は誤解だったんでしょか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それは御本人が説明していることなんだろうと思いますが、党としての考え方は既にお示しをしております。

○蓮舫君 世の中に待機児童なんて一人もない、待機しているのは預けたい親でしょう、SNSに何度も発信。離別の場合、シングルマザーになるのはある程度自己責任、ドメスティック・バイオレンスなんて場合もあるかもしれないが、厳しいことを言うと、そんな男性を選んだのはあなたでしように終始する。（資料提示）月刊誌へのシングルマザーを売りにするなの寄稿。国会では、男女平等は、絶対に実現し得ない、反道徳の妄想です、女性にしか子供を産めないことをネガティブに捉える社会になってしまった、その結果、DVが蔓延し、離婚が増加、少子化や貧困の原因になっていきますと国会で発言しています。

厚労大臣、正しいですか、この認識。

○国務大臣（根本匠君） まあ、私とは意見を異

にします。

○蓮舫君 総理、いかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） その発言について、私、確認しているわけございませんので…：（発言する者あり）いやいや、それを私自身が確認させていただいておりますのでコメントのしようはございませんが、それが事実であるとすれば、今、根本大臣が答弁したとおりであります。繰り返しになりますが、私自身は確認しておりません。

○蓮舫君 事実を私は調べて今御紹介をさせていただいております。

この杉田議員は、安倍総理と同じ派閥、総理の地元山口県連に所属、さきの総選挙では自民党の比例単独候補。自由民主党で選ばれた議員のこれらの発言、生産性がない発言等を含めて、処分はしなくていいという判断ですね。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 処分するかどうかということは党で判断をしていくことでありますが、先ほど申し上げたとおり、自身の発言がどういう影響を及ぼすかということに常に細心の注意を払っていくべきだろうと、このように思っています。

○蓮舫君 その程度の認識というのに愕然といたします。これ、また引き続き伺いますが。

次に、政府は新たに外国人労働者を受け入れる

在留資格を新設。これは、総理、単純労働者の受入れを認めるものですか。

○国務大臣（山下貴司君） お答えいたします。今回の新たな受入れ制度につきましては、一定の専門性、技能を有する外国人を即戦力として入れるものでございます。

したがって、政府としては、例えば特段の技術、技能、知識又は経験を必要としない労働に従事する活動を行う外国人を受け入れる政策については、これを取ることは考えておりません。

○蓮舫君 いや、よく分からない。つまり、これまでの単純労働の受入れは原則禁止との方向は変わらないんですね。

○国務大臣（山下貴司君） 新たな受入れ制度についてお尋ねですので、今回の新たな受入れ制度については、特段の技術、技能、知識又は経験を必要としない労働に従事する活動を行う外国人を受け入れる政策ではないということでございます。○蓮舫君 二ページに資料を付けさせていただきました。

新設するという特定技能一号資格の外国人労働者には、相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められる。この相当程度とは何でしょうか。○国務大臣（山下貴司君） これは、今後、政府基本方針において検討しようということではございませんが、現段階で、例えば、業務を遂行するに

当たり、監督者の指示を理解し業務を遂行することができ、又は自らの判断により業務を遂行できる能力というのがこれに該当しますが、この技能に達するために、やはり相当期間の実務経験などを有する者というものを考えております。

○蓮舫君 いや、全然分かりません。

相当程度の技能とはどのレベルでしょう。

○国務大臣(山下貴司君) それぞれの業種、受入れ分野ごとに業所管庁が定める試験等において確認されるものでございますが、先ほど申し上げたように、やはりそれぞれの分野、業種において業務を遂行するに当たり、監督者の指示を理解し的確に業務を遂行することができる、自らの判断により業務を遂行することができる能力、そしてそれを取捨するには相当期間が要するということが、これについては業所管省庁と緊密に連携を、連絡を取り合った上で今後決めていくということになると思います。

○蓮舫君 全く分かりません。唯一分かっていたのは、業種ごとに所管省庁が相当程度の技能を決めるということですか。

今回、十四業種が想定されているということですが、例えば、これ、国交大臣、ちよつと聞いていいですか。宿泊業の相当程度の技能水準とは何ですか。

○国務大臣(石井啓一君) 御通告ありません。

したので今詳しい資料が手元にはないのですが、ただいま検討しているところではないかというふうな思っております。

○蓮舫君 閣議決定をして、それにサインをされ、今後基本方針を決定して、業種を各担当省庁が決めていくんです。

じゃ、ちよつと簡単に聞きます。ベッドメイキング、これは相当な技能を有しますか。

○国務大臣(石井啓一君) 宿泊業の中の相当程度の技能ということかと存じますが、それについては現在検討しているところかと存じます。

○蓮舫君 何を検討するんですか。ベッドメイキングが単純労働か相当程度の技能かを検討しているんですか。

○国務大臣(石井啓一君) ベッドメイキングが該当するかどうかは今ちよつと手元にはつきりお答えできる資料はないのですが、宿泊業として求められる相当程度の技能ということを全体的に検討しているという状況であります。

○蓮舫君 宿泊業として求められる相当程度の技能。食事の配膳はどうでしょう。

○国務大臣(石井啓一君) 御通告がありません。でしたのでちよつと手元に詳しい資料がないのですが、全体的に検討している状況ということでありませぬ。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 御静粛に。

○蓮舫君 済みません。通告しなくても、後から後から疑問が出てくるものですから。

じゃ、例えば、外食業で相当程度の知識、経験という技能は何ですか。

○国務大臣(山下貴司君) 全般的に業種横断的な技能レベルについて、これについて、先ほど申し上げたように、一定の専門性、技能を有する業務ということを決めていく。その中で、先ほど申し上げたように、監督者の指示を理解し的確に業務を遂行できる、自らの判断により業務を遂行できる能力について、今、各省庁が検討、精査しているところがございます。そういったところをもって、今後、政府の基本方針の中で正確に落とし込むということになるというふうな考えております。

○蓮舫君 法務大臣は各省庁が今検討していると言う、例えば国交大臣に聞いたら全く分からないと言う。どっちですか。

○国務大臣(山下貴司君) 今の段階では検討、精査をお願いしているところでありませぬ。そういうことで、今、検討、精査が終わり、きちつと、ということであればまた申し上げるということではあるわけでございますけれども、そういったところでございます。

○蓮舫君 相当程度の技能水準は、検討が終わってから法案審議が始まりますか。

○国務大臣（山下貴司君） まず、この法律の立て付けとして、その法律が認める在留資格の大枠が決まらなければならない、そしてそれに基づいて政府方針が決まらなければならない、その政府方針に基づいて分野別方針が決まるという論理的な順序になっております。そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○蓮舫君 在留資格の大枠こそが、どの分野、どの業種で働くか、ある程度の技能かということに当てはまるんじゃないですか。それを先送りして資格だけつくるといのは間違っていると思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（山下貴司君） これは入管法に定める在留資格の仕組み、規制の仕方について御理解を賜りたいんですが、この入管資格全体について、具体的な内容というのは省令に委ねているところがあります。上陸審査基準省令と言われておりますが、そういった具体的な内容を法務省令で定めるといふことをごさいます。

それを定めるまでの手順について、まず法律を決めていただく、そして政府として閣議決定をしていただく基本方針をまず決めていただく、そして分野別方針を決めていただく、それで基準省令等に落とし込むと、これが論理的な順序というところで御理解賜りたいと思えます。

○蓮舫君 どの分野でどういう仕事に就いてもら

うかが分らない。

そして、報道で、来年四月からは十四業種、万人の受入れを想定とニュースで配信されているけど、これ事実ですか。

○国務大臣（山下貴司君） 分野につきましては、閣議決定されました法案において、人手不足、人手の確保が必要な産業上の分野ということであり、その中身については今後検討ということになろうかと思えます。

そして、四万人ということをごさいますけれども、恐らくこれは本年八月の概算要求時に初年度の受入れ見込み数を算出した数字について言及されたものだと思いますが、これにつきましても現在精査中であり、政府として今回の法案による外国人材の受入れの見込み数をなるべく近日中にお示ししたいと思っております。

○蓮舫君 近日中とはいつですか。そして、何人入れるんですか。

○国務大臣（山下貴司君） これは、近いうちにといふことも言われたわけですが、これは、法案の審査に資するようにしっかりと出していきたいというふうにごさいます。人数につきましては現在精査中のごさいます。

○蓮舫君 人手不足の実態と需給バランスをまずお示しください。

○国務大臣（根本匠君） 人手不足を示す指標は

いろいろあると思えますが、厚生労働所管でいえば有効求人倍率で人手不足の状況が把握されます。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を再開してください。

○国務大臣（根本匠君） 有効求人倍率は毎月発表していますから、全体でいえば今一・六四だし、そして業種別の有効求人倍率もそれぞれの、分かる業種で有効求人倍率は計算されております。

○蓮舫君 いや、人手不足の人数はこの業種でこれぐらいで、そして四万人、上限は近日中に示す、これだけの人を入れるんだという見通しがないとこの法案審議できないと思えます。需給バランスの数を教えてください。

○国務大臣（根本匠君） 需給バランスの数というものは、有効求人倍率があるわけですよ、有効求人倍率と有効求職者数。その資料を出せと言われるば出せますが、どの分野、あるいは全体、お話をいただきたいと思えます。

○蓮舫君 いや、私は有効求人倍率は理解しています。

それで、どんなに仕事を求めても人がいないから、だからそこに一時的に外国人に入っていたら、

くというのが政府の立て付けなんです、じゃ、どれぐらいの数が足りないからどれぐらいの外国人に入っていたら、その需給バランスを、数を比率で教えてくださいますか。

○国務大臣（根本匠君） 具体的な数字と言われれば、業種、分野別の、今、突然の通告なしの御質問なので、個別の数字を、つまり有効求人倍率から逆算されるわけですから、人手不足というのは、その意味では、業種別に出せと言われれば、調べてお示しをしたいと思います。

ただ、基本は、基本は、有効求人倍率は、今、たった今どのぐらい不足しているかというのを、有効求人数と有効求職者数の差だと私は思いますよ、業種別に。そういうことなんだと思いますよ、人手不足の単月ごとでいえます。

○蓮舫君 委員長、今、資料を出しますとおっしゃいましたので、今日にでもあしたにでも、この人数の、需給バランスの数を教えてください。法案の審議ができません。

○委員長（金子原二郎君） 後刻理事会で協議をいたします。

○蓮舫君 法案では条文で、人手不足が解消されたら新たに資格の認定をしないとある。でも、既に外国人の方は入ってきて働いている、雇用契約もあります。労働力がその産業で余剰になっても、その人をすぐ追い出すことにはできない。その場

合の、日本人の労働に影響は出るでしょうか。

○国務大臣（山下貴司君） まず、在留資格の観点から御議論されているんですが、まず、その在留資格のある期間中はこれはもう在留できるということ、またしっかりと仕事を探していただけるようにサポートをさせていただきたいというふうに考えております。それが雇用契約が切れた後でもおられるように、その在留期間中はですね。ただ、その在留期間の更新の際に雇用の契約がない場合には、これは更新が認められない場合もあるということ、ということでございます。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（山下貴司君） 失礼いたしました。

これは、日本人の雇用に影響しないように受入れを停止するというところでございます。そうしたことで受入れを止めるわけでございますから、日本人の雇用に影響しないような制度設計をさせていただきたいと考えております。

○蓮舫君 どんな制度設計ですか。

○国務大臣（山下貴司君） これについて、いずれにせよ、日本人の雇用について影響しないよう

に人手不足の状況を注視する。ですから、その受入れ、そもそも受入れの段階でもそういった人手不足の状況がどうなるのかということも予測しながらやっていく、労働市場の動向、そういったものもしっかり見ながらやっていくということでございます。

○蓮舫君 いや、その業種で労働力が余剰になっても、既に雇用期間が残っている外国人労働者がいた場合、日本人の雇用に影響するじゃないですか。それがしないという根拠をお示しください。

○国務大臣（山下貴司君） まず、そもそも、人手不足の算定、これは関係業務所管省庁と私、法務大臣がやらせていただくことになるんですが、その際に、人手不足のやはり推計というものをやはりきちんと求めていきたいと思えます。それで、委員指摘の、もう要するに雇用が足りているという状況がないようにまずやっていく、これが前段階。

そして、結果的に雇用が確保が満たされて、そして契約更新がなされなくなったような場合においては、これは、在留期間の更新の際にその雇用契約がないということであればこれは更新はされないということ、日本人の労働市場に対する影響というものは乏しいのではないかとというふうに考えております。

○蓮舫君 雇用期間が切れたらお帰りいただく

いう説明は聞いていません。雇用期間が残っているとき余剰になった場合、日本人の労働者に影響が出るのではないですかと聞いているんです。

○国務大臣（茂木敏充君） この問題、経済財政諮問会議で議論して、その上で今法務省の方に法案を作成し、各省庁で行っておりますので。

まず、各業種ごとのこの不足、これについては、例えば女性の労働参加であったり高齢者の活用、そして新たな技術、こういったものを用いてもなお不足をする業種、そしてこれは五年間の在留資格でありますから、そういった、当面だけではなくて、五年程度をにらみながら、それぞれの所管省庁においてどの程度の人数が不足をするかという、こういったものを今後精査をするわけでありまして、委員御指摘のように、短期的にすぐ変わるというよりも、そういった五年程度を見ながら、様々な技術革新、さらには日本人の活用を図っても不足する業種について、適切な数の外国人を資格も見た上で受け入れるということになります。

○蓮舫君 一見答えているように何にも答えないんだったら答弁に立たないでください。

その数の根拠を示していないからやり取りをさせていただいているんです。その数の根拠を、じや、茂木大臣は御存じなんですね。

○国務大臣（茂木敏充君） 考え方については今申し上げました。こういった考え方におきまして、

それぞれの所管省庁においてどの業種でどれくらいの不足が見込まれるかと、こういったことを今後しっかりと検討させていただきまます。

○蓮舫君 この件に関して安倍総理は、特に強調するのが移民政策ではないと。これ、移民と言いたくない理由は何かあるんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 移民という定義はもう多義的なものでありまして、特定の定義があるわけがありませんが、言わば、私どもが申し上げていることは、現在、深刻な人手不足に対応するために現行の専門的、技術的分野における外国人材の受入れ制度を拡充し、真に必要な分野に限り、一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設ける在留資格、特定技能一号について、在留期間が通算五年に限られており、これを超えて更新することはできないというものをつくる、また特定二号もつくるわけでございますが、言わば、生産年齢人口が減少していく中において、それを埋めるために、期間を設けず、あるいは家族も帯同で受け入れるといういわゆる移民政策は取らないということでありまして、これは、今まで我が国が取ってきた政策を大幅にこれは変えるものでありまして、国民の中には様々な議論が存在する中においてはこの政策を取るべきではないと我々は考えているということをおしまいで述べてきているところがございます。

○蓮舫君 総理は期限を付して我が国に受け入れるから移民ではないと国会等では何度も答弁しているのですが、国連の広報によると、三か月から十二か月の移動を短期的又は一時移住、一年以上にわたる居住国の変更を長期的又は恒久移民と呼んで区別するのが一般的と説明。期限のあるなしではないんじゃないんですか。移動する民、移住する民のことではないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 例えば半年から一年とかいうことになりましたと、それに定めている、それは、例えば私もかつて一年ちよつと駐在したことがあります、そうすると私も移民になつてしまふわけですよ。その定義はちよつといわゆる一般の方々が思っている移民とは違ふと、このように、これは間違ひなく違ふんじゃないんですか。海外に出ている駐在員全部そうなんじゃない、当てはまっちゃうじゃないですか。ですから、それは違ふんですね。当てはまつてしまひますよ、最初に言われたことは。

これはもう衆議院でも議論されたことでありまして、ですから、私が申し上げているいわゆる移民政策というのは、これは、この概念は多義的なものであります、政府としていわゆる移民政策を取ることは考えていないというのは、例えば、国民の人口に比して一定程度の規模の外国人及びその家族を期限を設けることなく受け入れること

によって国家を維持していこうとする政策を取ることは考えていないということでございまして、今回の制度改正は、期限を付して限られた業種について限定的に外国人を受け入れるものであり、いわゆる移民政策を取るものではないということでございます。

○蓮舫君 総理が思っている移民と一般の方が思っている移民は違うとおっしゃった。じゃ、一般の方が思っている移民って何ですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) いや、私の思っている移民と一般の方が思っている移民が違うというのではなくて、今、例として、皆さん御理解いただけましたよね。例として、今、蓮舫さんが例として挙げられた移民と、それは例えば半年から十二か月ですね、どこかの国に行つてそこに住むということも含めて移民だというふうにおっしゃったんですが、それとは違うことを私は申し上げておりますので、それは普通に聞いていただければそのように理解していただけたのではないかと思えます。

○蓮舫君 そもそも、日本に移民はいないんですか。

○国務大臣(山下貴司君) それは、移民を委員がどういうふうに定義するかによるんだらうと思えます。

先ほど委員がおっしゃった国連の移民の定義

これは、国連では法的な移民の定義はありませんというふうなことを言われておりますし、OECDでも、今言ったその定義については一般的に受け入れられているものでもなく、また、適用も困難だと明示されております。我々は、そのような定義をもって移民ということを判断しているわけではなく、国民が御懸念されるような移民政策は取らないということを累次説明しているわけでございます。

○蓮舫君 国民が懸念する移民とは何ですか。

○国務大臣(山下貴司君) その例として、これまで、例えば国民の人口に比して一定程度の規模の外国人及びその家族を期限を設けることなく受け入れるということで国家を維持していこうとする政策、これを取ることは考えていないということでございます。

○蓮舫君 私の父は台湾人です。日本の占領下で日本国籍を有していました。戦後、台湾国籍になりました。でも、日本が好きで、日本を愛し、この国で暮らし、仕事をして、永住権を持って、納税をして、この国で亡くなり、今もこの地で寝ています。父は移民ではないんですね。

○国務大臣(山下貴司君) 蓮舫委員の御家族の歴史については大変敬意を表するところでございますが、移民という言葉については定義がございません。そうしたことでありまして、この法案の

審議に資するという意味において、国民が懸念するような移民政策は取らないということを累次申し上げている次第でございます。

○蓮舫君 やっぱり、外国の方に入ってきていただいて働いていただく、外国人労働者という言い方。でも、労働者だけど、共に生活者なんです。

労働分野の法体系をするのではなくて、生活の部分でその方が安心して暮らしていただくような体系を整えなければいけないから、移民がどうか、これは移民じゃないんだと強調するだけで止まるんじゃないで、そこはやっぱり定義をして、そこから先に進まなきゃいけないんじゃないですか。

○国務大臣(山下貴司君) まさに蓮舫委員御指摘のとおりでございます。これは移民の定義によるものではありません。我が国に来ていただき暮らし、働き、生活してくださっている外国人の方が、適正に受け入れ、そして適正に受け入れた外国人を、共に生きる、共生をする、そうしたことについて、我々は総理の指示の下、この外国人の受入れ・共生に関する閣僚会議、これを開かせていただいて、省庁横断で政府を挙げて取り組ませていただいているところでございます。

○蓮舫君 やたらと移民という言葉が否定するから、この法案は一体どんな日本の社会をつくらうとしているのかがなかなか理解が深まらないですね。

自民党の政調が平成二十八年五月二十四日、

「共生の時代」に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方」として、移民とは入国の時点でいわゆる永住権を有する者であり、就労目的の在留資格による受入れは移民に当たらないと説明。

法務大臣、これ事実ですか。

○国務大臣（山下貴司君） 移民の例としてそのような御説明をしたというふうに報告を受けております。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（山下貴司君） そのような説明をさせていただいたこと自体、事実でございます。

○蓮舫君 入国の時点で永住権を有する者。永住権ってどうやって取るんですか。

○国務大臣（山下貴司君） 今お尋ねは、我が国においてということでしょうか。

我が国においてということであれば、我が国において永住での、認められるためには、素行善良であること、そして独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、そしてそういった者を我が国の国益に資するかどうかということを、幅広い観点を法務大臣が判断するという事になって

おります。

○蓮舫君 今大臣が言った三要件の大前提が、継続して十年以上日本に暮らしていることです。つまり、日本に入ってくるときに永住権を持っている人はいないという立て付けですよ。

○国務大臣（山下貴司君） 大前提ということではありません。法律上の永住許可要件は、先ほど申し上げた三要件、そしてその永住許可に関するガイドラインということで、このガイドラインにおいて、例えばということ、十年以上継続して在留とか納税義務の公的義務を履行していること

などが書いてありますが、それらを総体して、その者の永住が日本国の利益に合すると認められたときに限り永住を認めるということになっております。

○蓮舫君 そうなると、自民党が永住権の説明で、入国の時点で永住権を有する者が移民というのは間違っていますね。

○国務大臣（山下貴司君） 若干整理させていただくと、今申し上げた永住の定義は、我が国の入管法における永住の仕組みでございます。

そこで、移民の定義というのは、我が国の現行法令においては移民を定義したものはございません。そして、国連の定義も一般的に適用不可能だということ、そういったものを一般的に例えばという例で移民の例として挙げたということであ

るということでございます。我が国の法令ということではありません。

○蓮舫君 自民党の主張は間違っていると認められた方がいいですよ。これから外国人労働者をどうするかというときに、過度に言葉に反応するのではなくて、どういう国をつくっていくかというところを議論させていただきたいのに話がかみ合わない。

入管法を改正し、新設とする特定技能第二号、家族の、子供やパートナーですね、の日本居住も認められる、十年の滞在が可能、この者は永住権を申請、取得要件を満たしますか。

○国務大臣（山下貴司君） まず、前提として、永住権というのは、他の在留資格からそういった先ほど申し上げた要件に即して認められるというものでございます。他の在留資格の中には、例えばほかの就労資格も含まれております。その上で、我が国の国益に合するかどうかということをしつかりと判断して認めるというものでございます。

（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 蓮舫君、もう一度質問してください。

○蓮舫君 新しく設ける要件、この資格で十年したら永住権を申請して取得できますかと聞いています。ごまかさないとください。

○国務大臣（山下貴司君） お答えします。

まず、前提要件をしっかりとしないと、それはあくまで非常に抽象的なお問合せでございます。

まず、十年いられるのかどうか、二号については、在留期間、その都度更新が認められるかどうかをしっかりと見てまいります。そして、その上で永住が認められるかどうかについては、永住権取得の判断において、先ほど申し上げた国益に合するかなどの三要件、しっかりと見た上で判断するということを御理解いただきたいと思います。

○蓮舂君 質問に答えていただけませんか。

特定技能第二号は、最長で十年居住できます。

そのうちの五年は就労ビザです。これは永住権取得の要件に当てはまっています、そうですねと聞いているんです。

○国務大臣（山下貴司君） 先ほど申し上げたように、十年以上居住というのはあくまでガイドラインの世界であります。そのガイドラインに当てはまったから自動的に認めるものでもございませんということがあります。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（山下貴司君） まずは、その永住権の要件については先ほども言ったとおりでございます。

まず。

そして、十年住まわれた方、これはもう在留資格、問いません。ガイドラインの要件は満たすということにはなると、我が国に適正に在留資格があるのであればですよ。十年継続して住める資格ということであれば、それは我が国に適正に在留をしていただく、あるいは納税義務を果たしていただく、その他国益に合するという要件が認められるのであれば、在留、永住権の審査ということになると思います。

ですから、ということでございます。

○蓮舂君 審査を経て許可が出るかどうかは分かりませんが、これは法務大臣の判断ですから、審査があるわけですから。でも、その審査以前に特定技能二号は永住権を申請できる、その要件は満たしているでしょう、申請はできる人になるんでしょう。

○国務大臣（山下貴司君） どうも誤解があるようですが、特定二号というのは期間が決まっているのですが、その更新においてはちゃんと特定二号の活動をしているかどうかは見ているわけです。ですから、特定二号の資格を得たからといって十年住めるということにはならないということですよ。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（山下貴司君） 失礼いたしました。

十年というのはあくまでガイドライン上の目安だということを申し上げた上で、日本に適正に十年おられた場合、それは、そのどれを十年で見るとかということも今後検討しなければなりません。そうしたことで申請ができるということはそれとおりでございます。これはあらゆる在留、あらゆるというか、適正に日本におられればということでございますので、ほかの資格もそうでございます。

○蓮舂君 再度確認します。

特定技能二号は、認められるかどうかは別として、申請はできる有資格者ですね。

○国務大臣（山下貴司君） 特定技能を、二号を取得してすぐに出せるかという、それはノーであります。

そうではなくて、特定技能の結果十年おられたということになれば、その先ほどのガイドラインの十年という要件は満たしているということになります。

○蓮舂君 どうしてこの答弁を聞くためにこんなに長々とやり取りをしなきゃいけないのか、私にはちよつと、委員長、全く分からないんですが。

つまり、新たに新設する一つの資格は、十年暮らしたら、働いて、そうしたら永住権への道が開かれる、つまり移民政策への入口じゃないですか。総理、違うんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、これは、特定一号、二号があるというのは、これは皆さん御存じのとおりなんです。特定一号、技能一号よりも高い専門性、そして熟練した技能を有する外国人材を受け入れるために設けるのが在留資格特定技能二号でありまして、特定技能二号についても、現行の専門的、技術的分野における他の在留資格と同様、一定の期間を設けて在留が認められるものであって、新設となるいずれの資格も一定の期間を設けて在留を許可するものであります。なお、特定技能二号が適用される業種は、これは今ちよつと誤解があるようですが、特定技能一号が適用される業種からこれはかなり絞られる見込みであります。さらに、一号に該当する業種が二号に存する場合であっても、その資格を取得するためには、業所管省庁が定める一定の資格に合格する必要があります。特定技能一号での在留を続けることによって自動的に認められるものではないということは申し上げておきたいと思えます。し、これ、ハードルはかなり高いものになります。

そしてまた、特定技能二号の期間は、現在の：

：（発言する者あり）済みません、ちよつと……
○委員長（金子原二郎君） 御静粛に。御静粛に。○内閣総理大臣（安倍晋三君） 委員外の方々の発言で非常に質問がしにくい、妨害されておりまして、委員長、ちよつと注意していただけますか。

特定技能一号での在留を続けることによって自動的に認められるものではなくて、これ、ハードルが高いということはそのとおりだということをお聞きしたいと思えますし、また、特定技能二号の期間は、現行の専門的、技術的分野における他の在留資格と同様、更新をすることができませんが、これは日本での活動状況等が厳格に審査されて初めて許可されるものであります。

そしてさらに、我が国での永住が認められるためには、素行善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、そして引き続き十年以上我が国に在留していることなどの厳しい条件が課されている。

以上述べたように、特定技能の在留資格を得さえすれば我が国での永住が認められるというものではありませんし、そして、私たちが申し上げているいわゆる移民政策ではないというのは御理解いただけるのではないかと思います。

○蓮舫君 総理、自民党の議員を見るんじやなくて、私を見て答弁していただけませんか。

総理は、世界から尊敬される日本、世界中から優秀な人材が集まる日本をつくり上げていく、これは立派な方針だと思えます。ところが、今やり取りをさせていただくと、決めた期間だけ働きに来てもらおう、人が余ったら帰ってもらおう、家族の帯同は大きく制限、永住権は本当にハードルが高い、何人来るか分からない、保険制度、教育の在り方未定、人権が守られるかどうか分からない。三枚目に、新たな外国人受入れのプロセス、これ法務省に作ってもらいましたが、こんなすかすかなプロセスで本当に決めるんですか。余りにも虫のよい法案だと言わざるを得ないんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子原二郎君） 答弁の前に、傍聴議員に申し上げます。質疑の妨げとなりますから、御静粛にお願いいたします。

○国務大臣（山下貴司君） 委員御指摘のように、優秀な人材を我が国に引き付けるためには、外国の方を我が国で働き、生活する方として迎え入れ、社会の一員としてその生活環境を確保することが重要でございます。

私、先般、例えばベトナムの法務大臣であるとかあるいはミャンマーの高官、いろいろ話してきましたが、日本で働きたいというふうなことを本当に両国民とも願っているというふうなことを聞かれました。

ただ、そのために、やはり我々としてしっかりと、この新しい受入れ制度で来る外国人に限らず、我が国で働き、学び、暮らす外国人全体を受け入れる、その政策が必要でございます。そのために、先ほど御紹介した関係閣僚会議において、総合的な対策ということで、適正な労働条件と雇用管理の確保や労働安全衛生の確保、日本語教育の充実や住まいの同居支援など、しっかりとやらせていただきます。

そして、ということですが、この日本で働くことが魅力があるのだということをは是非外国の方に分かっていただく仕組みに政府を挙げてしていきたいと思えます。

○蓮舫君 その仕組みが全く分からないから、先ほどからやり取りさせていただいているんです。

安倍政権は、カジノ法案はIRと言いつつ換えました。あるいは、過労死御遺族の方々が残業代ゼロ、過労死促進になるというのは高度プロフェッショナル制度と言いつつ換えました。日米FTAはTAGと表現する。そのように、中身をこまかす言いつつ換えを大変得意としているんですが。

この新たな外国人労働者の問題は、定義はやっぱりしっかりをして、そして、働きに来たいという方、働きに来てくださる方たちが労働者としてだけではなくて生活者として、その住環境も含めて、多様な宗教の在り方も含めて、多文化共生の

在り方もして、それを議論しなければいけないのに、何で入管法で法務省だけなんですか。厚労省や文科省や総務省や、全ての省庁で想定できる課題に、こういう答えがあるから大丈夫だという、そういう法案を出してきて議論すべきものだと私は思うんですが、総理、違いますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、それはそのとおりなんです。我々もですね、我々もその上にとつて検討を重ねてきているところでございます。

現在、確かに、先ほど答弁いたしましたように、いわゆる移民政策ではないということを申し上げておきました。これは、実態とは違う不安を国民の皆様が抱くことがないように、私たち政府としてのいわゆる移民政策とは何かということをお願いさせていただきます。

その上で、この人手不足に対応するために、海外から来ていただく優秀な人材の方たちには日本に来て仕事をして良かったと思つて帰つていただくようにしなければいけないわけではございませうし、来ていただける方も受け入れる方も両方も良かったと思える制度にしたいと、これはもう本気でそう思っているんです。

そのために、現在、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策として、適正な労働条件と雇用管理の確保や労働安全衛生の確保、そして日本

語教育の充実、また公営住宅や民間賃貸住宅等への同居支援などの各種取組の拡充等を検討しております。しっかりと実行に移してまいりたいと、こう思います。その中におきまして、現在の技能実習生等々にまつわる様々な課題、問題についても真面目から向き合いつつ、しっかりとその中で問題が起らないように対応しなければならぬと、こう考えております。

また、外国人の方の人権への配慮等についても、これまでも積極的、継続的に検討を重ねてきたところでありますが、技能実習制度における不適切事案の発生なども踏まえて、今般、出入国在留管理庁を創設するなど体制面の大幅な増強により、外国人の方々の人権救済を含め出入国・在留管理を従来に比して格段に強化していくことになるわけでありまして、政府としては、今回の受入れ制度が適正に施行され、優秀な外国人の方に安心して日本に来ていただけるように、関係省庁がしっかりと連携をして準備を進めていかなければならないと考えております。

○蓮舫君 是非、今おっしゃられたことを法案審議の前に明確にさせていただいて、しっかりと充実審議を求めたいと思います。

次に、消費税増税の前提となる行革の視点でオリパラ予算について伺いたいんですが、総理、櫻田大臣をなぜオリパラ担当大臣に指名したんです

か。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 東京オリンピック・パラリンピックに向かつて、まさに当時、文部科学副大臣としてしっかりと担当として頑張つてこられた方でございます。この情熱を再来年に迫ったオリンピック、パラリンピックの成功に生かしていただきたいと、こう思っております。

○蓮舫君 櫻田大臣のホームページ、五年間調べました。政治理念、政策には、どこにもオリンピックの文字が一文もありません。オリパラ議連の役員でもない、あるいはオリンピックに懸ける情熱がブログで熱く書かれているものはありません。副大臣のときに、機械的に行つたところこの場で、行きましたという報告はありますが。

大臣、御自身でオリパラ担当にふさわしいと考えるのはどこでしょうか。

○国務大臣（櫻田義孝君） なぜ選ばれたかは私には分かりませんが、それは総理が適材適所と思つて選んでいただけたと思つて、その選んでいただいた人に、立派に任務を果たすようにしっかりと取り組んでいくつもりでございます。

○蓮舫君 じゃ、基本的なことから教えてください。

東京オリンピック・パラリンピックの三つの基本コンセプトは何でしょうか。

○国務大臣（櫻田義孝君） 御指摘のとおり、基

本方針は、オリパラ特別措置法第十三条に基づき、

国として、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、平成二十七年十一月に閣議決定をされております。

具体的には、こうした観点から、大会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき具体的な措置などについて記載しております。

今後、この基本方針に従つて、大会の準備、運営に当たる組織委員会、東京都と十分な連携を図り、万全を期していく所存であります。

○蓮舫君 櫻田大臣、今お読みになられたのは政府としての基本方針で、私が聞いているのは東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会が掲げている三つの基本原則です。

○国務大臣（櫻田義孝君） 全ての人が自己ベストを目指し、一人一人が互いを認め合い、そして未来につなげよう、この三つの基本コンセプトとして、史上最もイノベータータイプで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とあります。

○蓮舫君 全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承、これが三つのコンセプトになって予算付けされています。

ちなみに、この大会ビジョンも御存じですか。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静粛に。

○国務大臣（櫻田義孝君） 全ての人が自己ベストを目指し、一人一人が互いを認め合い、そして未来につなげようを三つの基本コンセプトとして、史上最もイノベータータイプで、世界にポジティブな改革をもたらす大会であります。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（櫻田義孝君） スポーツには世界と未来を考える力がある、これが基本コンセプトでございます。

○蓮舫君 このビジョンがあつて、三つの基本方針があつて、それに対して関連予算が作られ、国都、そして組織委員会の支出が決まるんです。この前提条件を常に頭に入れておいてください。そうしないと、行革なんか絶対できませんから。

こちら見ていただきたいんですが、オリンピック予算は、平成二十五年の立候補ファイルでは大会経費八千二百九十九億円とされていたものが、平成二十九年十二月、一兆三千五百億になりました。今年、東京都は新たに八千億を追加しました。そして、先月、会計検査院が検査結果とし

て、国の支出額が八千一億、千五百億から八千一億に膨れると指摘をしました。総額で二兆八千百億円です。

大臣、これ幾らまで膨れるんですか。

○国務大臣(櫻田義孝君) 東京大会においては、東京都がIOCと締結した開催都市契約に基づいて、計画、運営が東京都に委任されており、その準備、運営は東京都が設立した組織委員会が実施しており、東京都と組織委員会が事業主体としての責任を持つています。また、東京都や組織委員会の取組を支援する立場でございますので、しっかりと支援していきたいと思えます。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(櫻田義孝君) 検査院が集計した八千一億円の大部分は、未来の行政目的のために実施している事業も含まれているところであり、大会経費の国負担は、一千五百億円以外の事業で、大会の準備、運営、特に資する事業の支出が幾らになるのかについては、今後の予算編成と事業執行をもって決まるので、現時点で示すのは困難であります。いずれにせよ、経費の効率的な

執行に努めてまいりたいと思います。

○蓮舫君 済みません、じゃ、ちよつと会計検査院、検査の概要を教えてください。

○説明員(堀川義一君) お答え申し上げます。

会計検査院は、平成二十九年六月五日に参議院から御要請をいただいた東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について検査した結果を本年十月四日に御報告いたしました。

その概要を申し上げますと、政府の取組状況に関する報告に記載された取組内容に該当する事業及び平成二十五年から二十九年までの支出額について、各府省等から一律に調書の提出を受け集計したところ、二百八十六事業、八千一億円となることや、新国立競技場の改修について、二十九年年度末時点では改修に係る財源や期間及び必要となる業務の規模の方向性については定まっていないことなどを記述しております。

そして、検査の結果を踏まえた所見でございますが、オリパラ推進本部事務局は、大会との関連性に係る区分等を整理した上で大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務について、業務の内容等の全体像を把握して対外的に示すことを検討することや、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、大会終了後の新国立競技場の改修について速やかにその内容を検討して、的確な民間

意向調査等を行うこと、文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を遅滞なく進めることなどに留意して、三十二年七月から開催に向けて、大会の円滑な準備、運営等に資する取組を適時適切に実施していく必要があるとしております。

以上でございます。

○蓮舫君 今報告あったように、本来、国は千五百億円だけが関連予算としていたものが、八千一億まで膨れている。それをきっちり整理しろと言われているんです。

これ、なぜ千五百億、千五百億の内訳は千二百が国立競技場です、三百億がパラリンピック大会です。それ以外の国の関連予算、なぜここに入れなかつたんですか。小さく見せるためですか。

○国務大臣(櫻田義孝君) これは、答弁は先ほどと同じになりますが、検査院が集計した八千一億円の大部分は未来の行政目的のために実施している事業であります。大会経費の国負担一千五百億円以外の事業で、大会の準備、運営等に特に資する事業の支出額が幾らになるのかについては、今後の予算編成と事業執行を経て決まるもので、現時点では示すのは困難であります。

○蓮舫君 いや、じゃ、この八千一億で指摘された中で、国は国の関連予算は幾らだと思つています。

○国務大臣（櫻田義孝君） 千五百円でございます。あつ、ごめんなさい、千五百億円でございます。

○蓮舫君 会計検査院報告の指摘を踏まえた調査結果についてオリパラ事務局が出している紙は、大臣の指示で出したのではないですか。

○国務大臣（櫻田義孝君） そうであります。○蓮舫君 そこには関連事業予算は千五百億円と書いていますか。

○国務大臣（櫻田義孝君） それは千七百二十五億円であります。

○蓮舫君 さっきの千五百億円は何でした。

○国務大臣（櫻田義孝君） 支出額千七百二十五億円は、関係者間で合意したスポーツくじ財源等、大会経費千五百億円に係る支出額でありまして、日本選手の競技力向上、大会成功に向けて大会経費のほか国が実施するオリパラ関係予算の事業の支出額などの五年間の支出額でございます。

一層の透明性を確保して、オリパラ関係予算に加え、支出段階でも集計、公表を行って、丁寧に説明していきたいと思っております。

○蓮舫君 八千十一億分のうちで国の関連事業は千七百二十五億円としているんですが、これ以外に関連事業はありませんね。

○国務大臣（櫻田義孝君） それは、本来の行政目的のために実施しておる大会に直接資する金額

を算出することが困難な事業、あるいは本来の行政目的のために実施しており大会との関連性が比較的低い事業であります。

○蓮舫君 大会に資することが困難と判断した場合には国の関連事業として整理をしていないという御説明でした。

じゃ、伺います。日本オリンピック委員会や日本スポーツ振興センターを通じてオリンピックでのメダル獲得に向けて選手を指導する事業、これも関連予算から外れていますか。なぜですか。

○国務大臣（櫻田義孝君） 日本選手の競技力向上に向けた、大会成功に向けた大会経費のほかに、

国が実施するオリパラ関係予算の事業の支出額六百七十七億円などの五年間の支出額、二十五年から二十九年であります。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（櫻田義孝君） 入っております。

○蓮舫君 私がいただいた紙では入っていません。確認してください。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静粛にお願いします。

○国務大臣（櫻田義孝君） 千五百億円の中には入っておりませんが、千七百二十億円には入って

おります。

○蓮舫君 私がいただいた紙では、三十年度に事業が終了しているから入っていないという整理をいただきました。

○国務大臣（櫻田義孝君） 先ほどお答えしたとおりでございます。日本選手の競技向上には、千五百の中に入っておりませんが、千七百二十五に入っています。

○蓮舫君 再度、これは、じゃ、検討させていただいて、お互い確認をまたほかの委員会やらせていただきたいと思えます。

もう一つ、大変心配しているんですが、新国立競技場、これ、本来の、旧計画では千五百億円でした。それが三千億まで膨れて、ザハ・ディザインが撤回されて、遅きに失しましたが、安倍総理が三年前に白紙撤回という判断をして、そして新たに新整備計画が立てられました。

この仕切り直しされた新整備計画は、何にどのような予算を立てましたか。

○国務大臣（柴山昌彦君） お答えいたします。

新国立競技場の整備費用につきましては、国費及び都費のほか、スポーツ振興くじ、totoの売上げの一部が特定金額として充当されることとなっております。

JSCにおきましては、これらの収入の見込みも踏まえつつ、建設費の支出が平成三十一年度ま

でに集中することから、収支バランス上、長期借入れを行う資金計画を策定をさせていただいております。

○蓮舫君 いや、違います。新整備計画の総額、何にどの財源を幾ら充てるかを聞いているんです。

○国務大臣（柴山昌彦君） そのお尋ねの内訳についてでありますけれども、スタジアム本体及び周辺工事費、そして設計監理費については、計千五百九十億円を上限とする方針が示されており、その後、これら本体工事費を千五百五十二億円で契約を行うほか、財源スキームでは事項のみであった通信・セキュリティ関連機器に必要な経費が明確化する等、滞りなく進捗をしております。

今後、什器などの調達、本体工事費のインフレスライドなどにより経費全体の変動も見込まれますけれども、現時点では、本体工事費については整備計画の上限の範囲内、具体的には千五百九十億円となる見通しでございます。

文部科学省といたしましては、来年十一月末の竣工に向け、引き続き、関係機関と連携をして国立競技場の整備を着実に進めるとともに、JSCの整備コストの動向等、これを毎年しっかりとチェックをしております。

○蓮舫君 会計検査院に確認します。
今、柴山大臣がお答えした千五百九十億円の

国立競技場の新整備計画で、ここに入っていない、これまで使ってしまった国民の税金由来、tot
。売上げ等のお金は幾らですか。

○説明員（堀川義一君） お答え申し上げます。
国立競技場の整備費用については、国立競技場工事、設計監理等に要する見込額千五百八十一億円以外に、日本青年館・JSC本部棟移転経

費、通信・セキュリティ関連機器、什器等整備費等がございます。
これらの経費については、会計検査院の今回の報告に記述している国立競技場の整備に伴う経費の執行状況によれば、二十九年度までの契約金額が計四百十四億余円となるものでございます。

以上です。
○蓮舫君 今お答えいただいたとおり、柴山大臣、千五百八十一億円だけじゃないんです。既に四百二十億円使われて、国立競技場の整備は二千億も使われているんです。この実態は御存じでしたか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 御指摘のとおり、千五百九十億円を上限とする見込みということと、そして今お話しになられた、既にそれ以外の余剰の費用が発生しているということの食い違いは承知をしております。

ただし、いわゆるその余剰の部分につきましても、当初想定をしていた埋蔵文化財等の調査費あるいは日本青年館等の移転経費、これは元々外側

の費用として想定をしていた部分でありまして、これにつきましては、先ほど私が冒頭紹介させていただいたとおり、tot、振興くじの売上げ等に基づきまして償還をさせていただきたいと、このように考えております。

○蓮舫君 前の整備計画の失敗に固執する余り、千五百八十一、九十億円の上限は守ると言いながら、そこからこぼれたお金はほかの説明を付けて本体予算とは違うと言っているんですが、整備費で見たら全部一体です。これ、もう既に二千億に膨れている。しかも、この返す見込みなんです、JSCさん、財源は全て確保されていますか。

○参考人（大東和美君） 御説明いたします。
今御説明がありましたお金の件ですが、私ども当初から計画していた内容に間違いございません。既に三百十一億円を借り上げておりまして、その後必要に応じて借りるといって予定しておりますけれども、これはなぜかといいますと、スポーツ振興くじを充てるということなんですけれども、実際作業をやっていると日々コストが発生します。その支払の充当のためにお借りすると、お借りしたということでございます。

○蓮舫君 三百十一億お金が足りなくて、もう既に借りてしまった。この三百十一億を、tot、スポーツ振興宝くじの売上げから一〇%分をJSCに入れて返す。いつ完済しますか。

○参考人（大東和美君） 御説明いたします。
今御説明がありましたお金の件ですが、私ども当初から計画していた内容に間違いございません。既に三百十一億円を借り上げておりまして、その後必要に応じて借りるといって予定しておりますけれども、これはなぜかといいますと、スポーツ振興くじを充てるということなんですけれども、実際作業をやっていると日々コストが発生します。その支払の充当のためにお借りすると、お借りしたということでございます。

○蓮舫君 三百十一億お金が足りなくて、もう既に借りてしまった。この三百十一億を、tot、スポーツ振興宝くじの売上げから一〇%分をJSCに入れて返す。いつ完済しますか。

○参考人（大東和美君） 御説明いたします。
今御説明がありましたお金の件ですが、私ども当初から計画していた内容に間違いございません。既に三百十一億円を借り上げておりまして、その後必要に応じて借りるといって予定しておりますけれども、これはなぜかといいますと、スポーツ振興くじを充てるということなんですけれども、実際作業をやっていると日々コストが発生します。その支払の充当のためにお借りすると、お借りしたということでございます。

○参考人（大東和美君） 御説明いたします。
今御説明がありましたお金の件ですが、私ども当初から計画していた内容に間違いございません。既に三百十一億円を借り上げておりまして、その後必要に応じて借りるといって予定しておりますけれども、これはなぜかといいますと、スポーツ振興くじを充てるということなんですけれども、実際作業をやっていると日々コストが発生します。その支払の充当のためにお借りすると、お借りしたということでございます。

○参考人（大東和美君） 項目としては特定金額ということで、平成三十五年、二〇二三年までに売上げの一〇％を返すという予定になっております。

○蓮舫君 今借りた三百十一億を返すのもオリンピックが終わった三年後です。しかも、更に四百八十億円足りないんじゃないですか。

○参考人（大東和美君） 今そこは検証中でありませんが、約そのぐらい不足することになります。トータル七百九十億辺りを見込んでいます。ということでございます。

○蓮舫君 現段階で二千億に膨らんだ新国立競技場、そのうちの千五百九十億の財源が七百九十四億円足りなくて借金することになりました。三百十一億は、平成三十五年、オリンピック大会が終わって三年後。じゃ、残る四百八十億はいつ返します。

○参考人（大東和美君） 現在の計画では、平成三十六年、二〇二四年までに売上げの五％ということを考えてやっております。（発言する者あり）あつ、済みません、失礼しました。平成でございますと四十三年度ということになります。○蓮舫君 つまり、今足りなくてこれから借りるとされる四百八十億を、もとの売上げが変わらない、新たに支出がないという前提でも、オリンピックが終わって十二年掛かるんです。これは、

本当にこの計画は、収支は健全性が保たれているとお考えでしょうか。

○参考人（大東和美君） 私ども、スポーツくじの売り方も含めまして鋭意整理しているところですが、この目標に向かってしっかりやっていくという決意しております。

○蓮舫君 しっかりやっていくという決意を示されても困るんです。しっかりやっていく保証が欲しいんです、私は。

しかも、これは新たに財政支出、柴山大臣に聞いた方がいいでしょうか、大会終了後、これ改修するんではないでしょうか、スタジアム。

○国務大臣（柴山昌彦君） お答えをいたします。今委員御指摘のとおり、新国立競技場は大会後どのように維持管理するかということにつきまして、水落副大臣の下で関係閣僚会議が大会後の運営管理に関する検討ワーキングチームで検討をいたしました。昨年十一月にその基本的な考え方を取りまとめ、二〇一九年年央をめどに民間事業化のスキームを構築しておりますが、そこでは臨場感ある球技専用スタジアムに改修することなどを提案をしていると承知をしております。

これに向けて、気になる財源の問題ですけれども、民間事業者の意向確認などを行いながら、業務の範囲、期間、運営権の対価などを検討することとしておりまして、その結果に基づいて、維持

管理に関する長期的なコストとその負担の在り方について一定の整理を行うというように承知をしております。

文部科学省といたしましては、この改修後の新国立競技場が大会後のレガシーとして有効に活用されることが重要だと考えておりまして、民間事業者の創意工夫を活用して、維持管理コストの削減等に努めることで国民に長く愛されるスタジアムとなるようしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○蓮舫君 今の段階では、まだ整理をしているから、これから費用が幾ら掛かるか分からない。掛かる費用です。大会終了後、競技場は八万席の球技専用スタジアムに改修をします。民間業者を活用してホスピタリティー機能を充実するために改修するので、競技場は二年間使えません。でも、この二年間、経費は掛かります、収入はありません。

さらに、この経費に加えて、改築後、五十年間に必要な大規模改修費も必要になります。これ、前計画のとき、ほぼ今の計画とも変わらないと思うんですね、掛かる費用。前計画のときには、ライフサイクルコスト千四百十六億円と試算をされておりました。つまり、一千億円を超える経費がこれ以上掛かるといって、これはお認めになりますか。○国務大臣（柴山昌彦君） 将来的な事業のスト

ラクチャーでありますので、十分、今御指摘になられた諸要素も含めて、意見聴取と検討を重ねていく必要があるかというように思いますし、そこには様々な民間事業者の現場に基づく建設的な提案や知見を踏まえて考えていく必要があると思っております。

また、我々といたしましても、JSCとしつかりと連携をして、費用や責任の面での適切な公的負担の在り方も吟味をさせていただく必要があることから、相当の時間を掛け、そして適時にJSCにも報告を求めつつ検証していききたいと、このように考えております。

○蓮舫君 民間を活用するというんですけれども、国立競技場の整備費用はJSCです。すなわち、国の運営費交付金か、それかtoto財源しかないんです。toto財源はこれから十一年間ずつともう使い道が決まっているんです。更に足りなくなるかもしれない。そこにライフサイクルコスト一千億以上が掛かってくる。

今大臣は民間の力を活用すると言いましたが、旧計画でJSCが民間に頼って収支の計画を立てたら、平成二十五年十二月、収支見込みと年間改修費を入れたらマイナス十億の赤字でした。その後、二年後にもう一回計算し直したらマイナス二十億の赤字でした。やればやるほど赤字という、とてもやってはいけない失敗前例があるんですね。

この部分を理解した上で、櫻田大臣、これ要請したいと思うんですが、大臣ももう少し予算の在り方を把握していただきたいんですけれども、これまで行政改革として行政事業レビューシート、基金シートを作って整理をしてきていただきました。オリパラ関連事業シートを作ってガバナンスを取っていただけませんか。

○国務大臣（櫻田義孝君） レンポウさんの言うとおり、検討してみたいと思っております。

○蓮舫君 蓮舫です。

次に、検討したかどうかというのはまた引き続き委員会でも聞かせていただきますので、是非実施をしていただきたいと思えます。

次に、残る時間で消費税増税。

総理、増税で国民の理解を得るために最も必要なものは何だと総理はお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この増税の目的について理解をしていただけると、また、増税をする以上、必要な歳出削減等にしつかりと取り組んでいるかどうかということも含めて、国民の皆様への納得が必要なんだろうと思っております。

○蓮舫君 私は信頼が優先されると思えます。つまり、政府や政治に対する信頼がある、税金が無駄に使われない、行政サービスとして自分に必ず返ってくる、この信頼があったら増税の納得の説明をする効果というの上がると思うんですが。

驚いたんですが、総理、先日、安倍総理は国会議員が一番信頼されていないと挨拶をされましたが、それは御自身のことですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これはアンケート調査の結果、自衛隊の記念日でお話をさせていただいて、一番信頼されているところまで自衛隊だったという話をさせていただいて、その調査によると残念ながら国会議員が信頼されていないという結果になっていたので、頑張っていきたいという趣旨でお話をさせていただいたところでございます。

○蓮舫君 まあ財務省内で公文書は改ざんされる、そのトップの首は飛ばさない、自衛隊の海外活動日報は隠蔽をする、総理の腹心の友や総理夫人の知人は優遇される、政府は誰も責任を取らない。これは、やっぱり安倍内閣のこの姿勢というのは、国民の信頼、政治家への信頼失墜に残念ながら直結していると指摘せざるを得ません。

その上で、消費税増税の結果、社会保障の充実と財政再建を同時に進めていくと総理は言っておられますが、それは実現可能でしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 我々、消費税率を引き上げてまいります。これは、まさに社会保障制度を持続可能なものにしていくということもございませぬ。この少子高齢化の中において、しっかりと安定財源を得ていく、それと同時に国の

信認を維持をしていくということがあります。

その中で、財政再建も進めてまいりますが、財政再建を進めていく上においては、経済を成長させていかなければ、デフレから脱却をして経済を成長させていく必要があるというところでございますので、同時に進めていきたいと考えております。

○蓮舫君 全く賛同いたします。そのための協力は惜しみないと思います。

ただ、こちら御覧いただきたいんですが、真ん中が安倍内閣が既にほごにした三党合意によるものです。その隣が総理が使途変更によって使い道がこのように変わったという変化の結果なんですが、そもそも軽減税率で減収がマイナス一兆円、社会保障の充実が膨らむ、その結果、借金返済は二・四兆、およそ消費税一%分なくなるということになります。政府の大変甘い前提の試算でも、プライマリバランスが黒字化するのには二〇二〇年を大きく越えて二〇二七年、現実的な一%成長でいつプライマリバランスがゼロになるかといったら、それは分からない、政府の試算では出されていません。

つまり、一・七兆円を幼児教育無償化等に大きく使い道を変えた。でも、その結果、将来世代の育っていく子供たちの負担を更に重くしてしまっただことにつながりませんか。

○国務大臣（茂木敏充君） 今回、我々、国民の

信を問い、消費税の使い道につきましては、財政の健全化、そしてまた子育て世代への支援の充実、子供たちへの投資、さらには社会保障の充実と、半分ずつ使うという形にさせてもらったわけでありませう。当然、それによりまして、PB黒字化と、目標年次二〇二〇年の達成が困難であると。しかし、現在の足下の経済のトレンド等々を見まして、しっかりと歳出削減も行った上で二〇二五年にPBの黒字化をすると、この目標については堅持をさせていたいただきたいと思っております。

将来世代への負担の先送りではないかと、こういうお話がありました。我々は全世代型社会保障をつくっていくと、そういった大きな第一歩として、まず今、子育ての世代、非常に負担というものがあるわけでありまして、これを負担を軽減する大胆な施策をこの使い道の変更の中で一・七兆円確保いたしております。

○蓮舫君 このへこんだ軽減税率による税収一兆円、これいろいろな財源集めて手当てするんですよけど、せめて、せめてそれは借金返済にプラスに上乗せをして、将来世代の負担をマイナス一・四兆円にしていたいただきたいと思いますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 軽減税率の、これは一兆円ですが、の分につきましては、総合合算制度については、これは行わないということでは

ございまして、この分は落ちていくと。そして、残りの六千億円だったかな、この六千億円につきましては、これはこの後の予算編成の中においてしっかりとした財源を見付けていきたいと、このように考えております。

○蓮舫君 それと、全世代型に消費税の恩恵、還元するんだと言っていますが、保育所に入りたいのに待機児童となつて家で育児せざるを得ない、仕事も諦めざるを得ない、この方たちに無償化の恩恵はありますか。

○国務大臣（茂木敏充君） まず、待機児童解消に向けての三十二万人分の施設につきましては、二年間前倒しをして整備をするということにいたしました。そして、今回、三歳児から五歳児、幼稚園、保育園、さらには認定こども園、そして保育の必要性と、こういう観点から、認可外につきましてもしっかりと無償化をするという方針を打ち出し、来年の十月から実施をさせていただきます。

こういったことをしっかりと広報しながら、今自宅で子育てをされていると、こういう選択をされる方もいると思いますが、その保育所に預けたという方が預けられるような環境をつくっていただきたいと思っております。

○蓮舫君 違います。意に反して待機児童になつて自宅で育児せざるを得ない人に消費税還元され

ますか。

○国務大臣（茂木敏充君） 消費税の使い道につきましては、申し上げたように、一・七兆円分につきまして子育て世代に大胆に投資をするという形を取っております。さらには、待機児童解消に向けまして三十二万人分の施設を二年前倒しをして行っていききたいと思います。

○蓮舫君 家で育児をせざるを得ない人に消費税増税分の還元がありますか。

○国務大臣（茂木敏充君） 消費税は直接還元するものではありません。こういった子育て世代を支援する全体の施策の中で支援をしていきたいと考えております。

○蓮舫君 幼児教育無償化の還元はありますか。

○国務大臣（茂木敏充君） 個々の家庭によってどう育てたいかと、そういう判断はあるというお話を申し上げました。その上で、預けたいと思う方にとつての施設等を整備をする、サービスを提供する、こういった意味においては還元といえますか支援策は取ってまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（茂木敏充君） 消費税、御案内のとおり、個々の家庭に還元するという性格よりも、先ほど申し上げましたように、一・七兆円等々投じて子育て世代の教育の支援を行っていく、そういう過程において、預けることができない現状である人についても、施設整備、さらには無償化と、こういう対策を取ることによって預けられるような環境をつくるという意味で還元をしまいいります。

○蓮舫君 全く答えていません。分かっているから答えられないんだと思いますが、待機児童で、家を預かる、家で子供を育てるしかない人、もしかししたら仕事も諦めざるを得ない人たちに幼児教育無償化の還元はないんです。しかも、無償化される保育園や幼稚園というのはそもそも所得制限がありますから、高所得者ほど保育料は高い、低所得者ほど低い。これ、一律無償化したら高所得者が最も恩恵をあずかります。こういう不平等なことが社会保障の充実だというのは私は全くおかしいということを申し上げ、質問を終わります。

○委員長（金子原二郎君） 以上で蓮舫君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（金子原二郎君） 次に、杉尾秀哉君の質疑を行います。杉尾秀哉君。

○杉尾秀哉君 立憲民主党・民友会の杉尾秀哉で

ございます。蓮舫議員に引き続き質問させていただきます。

十月二日、第四次安倍改造内閣スタートしました。記者会見で総理は、適材適所の考え方の下、これまでで最も多い十二人が初入閣したと述べました。ところが、先ほどの櫻田大臣の迷走答弁もあつた。

安倍総理に改めて伺います。今回は、こうした初入閣の方も含めて適材適所内閣ということでよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 人事は常に適材適所でございます。これは御党も同じだと思いますが。

私も皆さんから様々な御批判を受けますが、全てにおいて完璧な人材なんという人はこれはまあめつたにいないというか、もとよりなかなかないんだらうと思えますが、それぞれの専門性やこれまでの経験や調整能力、発信力などを総合的に勘案し、それぞれのポストに適材を配したと考えております。

○杉尾秀哉君 世間は適材適所と見てないというふうにありますよ。総裁選の論功人事じゃないかというふうにはメディアから伝えられています。在庫一掃セール、滞貨一掃内閣、こういうふうな呼称もありました。

大体、改造しますと、私も長くメディアにいま